

集出荷用

新型コロナウイルス対策マニュアル (集荷時および患者発生時の対応)

<本書の取り扱い>

これから球根の出荷時期を迎えるに当たり、球根組合では集荷時の『新型コロナウイルス対策マニュアル（集荷時および患者発生時の対応）』を追加作成（5/18、6/1 案内）しました。

組合員による日常的な感染予防対策や今後の事態に備えて組合員が的確かつ迅速にご対応いただけるよう、本「対策マニュアル」をご活用ください。

なお、組合員の発症情報を入手した場合は、直ちに球根組合ならびに地元保健所に連絡のうえ、指導を仰ぎ必要な措置を速やかに講じて頂くよう、重ねてお願いいたします。

令和2年7月

富山県花卉球根農業協同組合

■集荷用本マニュアルは球根組合 HP にて公開 <http://www.tba.or.jp/staffblog/?p=6990>

1. 球根の出荷に際しての感染防止対応

- 球根集荷時は、多くの組合員や職員が同じ場所に集まるため、密集・密接となります。密閉空間にならないように組合倉庫内の換気に努めるとともに、組合全体で下記記載の「出荷時の具体的な注意点」を念頭に感染防止を心がけてください。

「症状がなくても、誰もが感染している可能性があることを前提に」

- ①【消毒・手洗い】 ②【マスク着用】 ③【3密を避けてください】

【重要】 出荷時の具体的な注意点～荷下ろし・受付・検査・確認～

- ・【バルブコンテナ】新型コロナウイルスの特徴として、プラスチック容器などに付着した場合、4～5日間生き残っていると言われております。組合では水洗いによる清掃後、温室で60℃以上、数日間保管しており、これによりウイルスは不活化していると思われま。しかしその後の箱詰め作業などによりバルコン表面にウイルスが付着した場合、荷下ろしや検査時等の運搬の際に手に付着する可能性があります。そのため感染拡大を防ぐためにも“来組時”および“帰組時”にアルコール消毒や手洗いを行ってください。これは端数ネットについても同様です。
- ・【検査・確認時の対応】球根検査員および抽出・確認者は一日に多くの検査・確認を行い、会話も必要なため特に注意が必要です。このため検査員・確認者はマスク着用に加えてフェイスシールドを着用します。フェイスシールドは個別に保管管理し、休憩時や一日の終了時にはフェイスシールドをアルコールで消毒し再使用しません。また球根に付着する可能性もあるため、生産者検査毎に手の消毒を行います。
- ・【一定の間隔を空けて】検査中および検査待ちの際、密集場所・密接場面とならないように一定の間隔を空けてお並びください。
- ・【換気に努める】密閉空間にならないように集荷時は、①シャッターの開放、②扇風機による風の流れをつくる、③天井換気扇の使用を実施します。
- ・【台車や検査台の消毒】多くの方が使用する共有器具により感染拡大の危険が高くなります。このため共有器具は生産者毎にアルコール消毒を実施します。台車は消毒済みか分かるように、“消毒済”の札を付けておきますので札のついてないものは使用しないでください。 職員・スタッフが端数ネットを下した時点で空台車から札を外します。札のついていない空台車は必ずエタノールをスプレーして、使い捨て紙タオルで持ち手等を消毒した後、“消毒済”札を取り付けます。共有器具としては台車のほか、ボールペンや検査台についていても生産者毎にアルコール消毒を実施します。

2. 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(以下の資料は農林水産省 「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」資料を基に作成いたしました。)

(1) 患者発生の把握

組合員及び球根組合内の患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、感染者以外の関係者に感染者が確認されたことを球根組合内で検討した支援体制のグループ内に周知するとともに、感染予防策（組合作成の「新型コロナウイルス対策マニュアル」5月18日案内）をあらためて周知徹底します。

(2) 濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。

このため、組合員及び球根組合は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

(3) 濃厚接触者への対応

- ① 組合員及び球根組合は、保健所が濃厚接触者と確定した関係者に対し、14日間の自宅待機及び健康観察を実施します。
- ② 組合員及び球根組合は、濃厚接触者と確定された関係者に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ③ 濃厚接触者と確定された関係者は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、組合員及び球根組合は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

3. 生産施設等の消毒の実施

(1) 組合員及び球根組合は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。

(2) 消毒は、保健所の指示に従って実施しますが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（70%）で拭き取り等を実施します。

(3) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

球根組合は、組合員及び作業従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、施設の速やかな消毒、作業代替要員の確保、作業工程や動線の変更等、集出荷作業等の継続に向けた体制を以下のように検討・準備しています。

【業務継続のための事項】

- ① 球根組合内の責任及び連絡体制
 - ・ 責任者：代表理事組合長 石田智久、現場担当者： 参事 藤岡昭宏
 - ・ 連絡体制： 下記表の通り
- ② 感染者等の把握と情報共有
- ③ 関係機関等（富山県農産食品課、保健所、各市町村農業担当課）との連絡
 - ・ 発生時における関係機関等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、出勤停止期間の把握等）
- ④ 該当施設の速やかな消毒（消毒用資材確保済み、消毒の手順書、実施者）
- ⑤ 再開に向けた検討、事業継続のための代替要員の確保
- ⑥ 球根組合による各地区組合への注意喚起の発出

